

### 3 川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査報告

「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」は、「川崎市子どもの権利に関する条例」を施行してから子どもに関する施策の推進にあたり、施策の進行状況を検証するために3年ごとに行っており、2011（平成23）年に4回目の調査として、子どもの権利条例の認知度や子どもの生活実態（相談・救済、参加、居場所、差別等）等について実施した。

#### (1) 調査概要

ア アンケート調査（2011（平成23）年3月郵送により実施）

(ア) 調査対象 3,900人（川崎市内に居住の市民と市立施設等の職員）

- ・子ども（満11～17歳） 2,400人
- ・おとな（満18歳以上） 1,000人
- ・職員（市立施設・学校等） 500人

(イ) 回収結果 1,957票（回収率50.2%）

- ・子ども 1,113票（46.4%）
- ・おとな 463票（46.3%）
- ・職員 381票（76.2%）

イ ヒアリング調査（2011（平成23）年7月個別面接により実施）

調査対象：個別の支援を必要とする11歳から17歳までの子ども 7施設56人

- ・児童養護施設等に入所している子ども
- ・多様な文化的背景をもつ子ども
- ・障害のある子ども
- ・不登校の子ども

#### (2) 結果の概要

ア 条例の認知度

今回の調査では、条例の認知度を訊ねる選択肢として「聞いたことはあるが内容はよくわからない」を加え、認知状況の程度をより詳細に把握することができた。

子どもの認知の度合いは、年代が上がるにしたがい低くなるものの、全体として「知らない」割合は減り、「知っている」「聞いたことはある…」の割合は増加する傾向があることがわかった。おとなでは、子どもの有無によって明らかな違いがあり、子どもがいないおとなの条例を「知らない」割合が圧倒的に高かった。

子ども 38.6%（前回 32.4%）、おとな 38%（前回 18.8%）、職員 97.2%（前回 92%）

イ 条例認知の手段

子どもは年代にかかわらず、「学校の先生の話」や「学校で配布されたパンフレット」といった学校を介して条例を知る割合が多数を占めている。また、おとなでも、18歳未満の子どもがいるおとなでは「学校で配布されたパンフレット」で知る割合が最も高い。

子ども：「学校で配布されたパンフレット」52.4%、「学校の先生の話」43.6%

おとな：18歳未満の子どもがいるおとなで最高は「学校で配布されたパンフレット」60.4%

18歳以上の子どもがいるおとなと子どもはいないおとなで最も高いのは

「新聞、テレビなど」でそれぞれ42.4%、32.4%

#### ウ 子どもの権利侵害の実態

権利侵害について具体的に①おとなからたたかれたり殴られたりする経験、②心を傷つけられる言葉を言われる経験、③性的にいやなことをされる経験、④いじめられた経験の有無をたずねた結果、体罰や虐待、いじめの経験がある子どもは、依然一定数存在することがわかった。

一方、悩みを話せるおとなが一人もいない子どもは、年代が上がるにしたがい増加している。また、困ったり悩んだりしたとき相談・救済機関の「どこにも相談しない」子どもが6割以上にのぼった。

たたかれたり殴られたりしたこと：「ある」「ときどきある」合わせて13.0%

心を傷つけられる言葉を言われたこと：「ある」「ときどきある」合わせて14.9%

いじめられたこと：「ある」「ときどきある」合わせて9.0%

困ったり悩んだりしたときどこに相談するか：「どこにも相談しない」66.2%

#### エ ヒアリング調査から

個別の支援を必要とする子どもたちからのヒアリングの中で、子どもの意見表明や相談・救済といった子どもの権利に関する意識や、条例の認知度、広報のあり方に対する意見等を個別に聴き取った。

### (3) 公表

ア 情報プラザ、区役所、市民館、図書館等で冊子として配架

イ ホームページに掲載 (<http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000044680.html>)